

京都大学における全学の図書館機能に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における全学の図書館機能（以下「全学図書館機能」という。）に関し、必要な事項について定める。

(全学図書館機能の目的)

第二条 本学における全学図書館機能は、附属図書館及び部局の図書館又は図書室若しくは資料室（以下「部局図書館等」という。）が連携して、本学における図書、学術情報データベース、施設その他の図書館資源を合理的かつ効果的に収集、運用又は整備し、及び学外の学術情報資源の効率的な利用サービスの提供体制を整備することにより、本学学生の学習上の情報の活用及び研究者等の高度な学術情報の活用を促進することを目的とする。

(全学図書館機能の整備方針)

第三条 全学図書館機能は、各部局図書館等の独自性を維持しつつ、附属図書館及び部局図書館等の間において、総合的かつ合理的な調整を経た方策に基づき、整備する。

(全学図書館機能の枠組)

第四条 本学は、前条の整備方針に則り、第二条に定める全学図書館機能の目的を達成するため、京都大学図書館機構（以下「機構」という。）を設置する。

2 機構は、ネットワーク型の全学組織として、前条に定める方策に基づく、第二条の収集等に関し必要な事項を行うとともに、附属図書館及び部局図書館等の間における連携その他に必要調整を行う。

3 前項に定めるもののほか、機構は、図書室その他図書に係る組織を有しない部局に対する支援を行うとともに、当該支援及び第五項に定める情報環境機構による支援に関して必要な調整を行う。

4 附属図書館は、部局図書館等と協力し、前二項に定める業務の実施に当たる。

5 情報環境機構は、図書館機能に係る情報技術に関する支援を行う。

5 (機構長)  
第五条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、本学の専任教授のうちから第七条に定める京都大学図書館協議会の議に基づき、総長が任命する。

3 機構長は附属図書館長を兼ねる。

4 機構長の任期は、三年とし、再任を妨げない。

5 機構長は、機構の所務を掌理する。

6 (副機構長)  
第六条 機構に、副機構長を置く。

2 副機構長は、本学の専任教授のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。

3 副機構長の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。

4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 (図書館協議会)  
第七条 機構に、次の各号に掲げる事項について審議するため、京都大学図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

1 機構の組織及び運営に関する事項。

2 第三条に定める方策及びそれに基づいて行う第二条の図書館資源の収集等についての企画及び運営に関する事項。

3 附属図書館及び部局図書館等の間における連携及び調整に関する事項。

4 図書館機能に係る情報技術について、情報環境機構との連携及び調整に関する事項。

5 前項に規定するもののほか、協議会は、機構長候補者の選考に関する事項を審議する。

第八条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 総長が指名する理事 一名

二 機構長

三 副機構長

四 附属図書館宇治分館長

五 各研究所の長又は教授 各一名

六 各研究科の長又は教授 各一名

七 センター（学術情報メディアセンターを除く。）の長又は教授 若干名

八 情報環境機構長又は学術情報メディアセンターの教授 一名

九 高等教育研究開発推進機構長又は副機構長 一名

十 附属図書館事務部長

十一 その他総長が必要と認める本学の専任教員 若干名

2 前項第五号から第九号まで及び第十一号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第五号から第九号までの協議員（第七号にあつては総長が指名するセンターの協議員）は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき行うものとする。

3 第一項第五号から第八号までの協議員の任期は二年、第十一号の協議員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 協議会に議長を置き、前条第一項第二号の協議員をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

第十条 協議会は、次の各号に掲げるいずれかの場合に開催する。

一 協議員二名以上の要求があつたとき。

二 議長が必要と認めたととき。

第十一条 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（幹事会）

第十二条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の運営上の調整を行うとともに、機構長を補佐して、第七条第一項各号に定める事項の実施に必要な措置を執る。

3 幹事会は、協議員のうちから機構長の指名するもので組織する。

4 機構長は、幹事会を招集し、議長となる。

（特別委員会）

第十三条 専門の事項を審議するため必要があるときは、協議会に特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定める。

（その他）

第十四条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

（機構に関する事務）

第十五条 機構に関する事務は、附属図書館事務部において行う。

（内部組織に関する委任）

第十六条 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。

（雑則）

第十七条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、協議会の議を経て機構長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する機構長については、第五条第二項の規定にかかわらず、現に京都大学附属図書館長である者を任命するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第八条第一項第五号から第九号までの協議員のうち、総長が指名する協議員の任期は、同条第三号の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。
- 4 次に掲げる規程は、廃止する。
  - 一 京都大学図書館協議会規程（平成十六年達示第六十八号）
  - 二 京都大学附属図書館長候補者選考規程（昭和六十年達示第十三号）